

令和2年度

第8回大多喜町農業委員会総会議事録

大多喜町農業委員会

大多喜町農業委員会議事録

令和2年11月5日、大多喜町農業委員会会長 押元康郎は、令和2年度第8回農業委員会総会を大多喜町役場本庁舎第1・第2会議室に招集した。

<会議に付した議案>

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について

<報告事項>

- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について
- 報告第2号 農地法第3条の規定による許可申請の取下について
- 報告第3号 農地法第5条の規定による許可申請の取下について
- 報告第4号 農地の転用事実に関する照会について
- 報告第5号 時効取得を原因とする農地について
- 報告第6号 認定電気通信事業者による事業計画書の提出について

<出席委員> (8名)

- 1 番委員：加曾利 益弘
- 2 番委員：佐川 順一郎
- 3 番委員：森 紀久嗣
- 5 番委員：渡辺 忠洋
- 6 番委員：吉野 公博
- 7 番委員：浅野 幸男
- 8 番委員：山口 豊
- 9 番委員：矢代 とみ江

<欠席委員> (2名)

- 4 番委員：鈴木 孝一
- 10 番委員：押元 康郎

<出席職員>

- 事務局長 秋山 賢次
- 事務局 加藤 庸永 寺井 絵里

開 会（午後 2 時 00 分）

事務局長（秋山課長）

本日は、お忙しいところ御出席をいただきまして、ありがとうございます。

只今から、令和 2 年度第 8 回大多喜町農業委員会総会を開会いたします。

本日は、8 名の出席をいただいておりますので、大多喜町農業委員会会議規則第 7 条の規定により会議は成立いたします。

なお、押元会長及び 4 番委員の鈴木委員は、本日、都合により欠席との連絡を受けておりますので、御報告いたします。

それでは、会長が欠席でございますので、大多喜町農業委員会会議規則第 4 条第 2 項の規定により森副会長に議長をお願いいたします。よろしく申し上げます。

（森副会長 挨拶）

議長（森副会長）

それでは、議事日程 3 の議事録署名人の指名について、大多喜町農業委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定により議事録署名人を指名いたします。5 番委員の渡辺委員と 6 番委員の吉野委員をお願いいたします。

それでは早速、議事日程 4 の議件に入らせていただきます。

なお、質問のある方は、挙手をして許可を受けた後、発言されますようお願いいたします。

議案第 1 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局（寺井）

それでは、2 ページを御覧ください。

今回、申請案件が 4 件出ておりますので、先に事務局で一括して説明させていただきます。その後、1 件ずつ御審議をお願いいたします。

議案第 1 号。農地法第 3 条の規定による許可申請について。下記のとおり、農地法第 3 条の規定による許可申請があったので、その可否について意見を求める。令和 2 年 11 月 5 日提出、大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

番号 15。所在・地番、下大多喜字峯越 ■■■番 ■■。地目、畑。地積、89 平方メートル。権利者、大多喜町〇〇〇〇氏。義務者、大多喜町〇〇〇〇氏。事由、譲渡人、規模縮小のた

め、申請地を売却したい。譲受人、譲渡人の希望に応じる。権利内容、売買による所有権移転。

なお、資料につきましては、資料番号3の15を御覧ください。

また、資料中の案内図については、申請者から提出されたものをそのまま転載しましたが、申請地の位置がずれておりました。正しい位置は、案内図中、神社の社務所のすぐ左を入れていった辺りが申請地ですので、訂正させていただきます。

説明を続けさせていただきます。

番号16。所在・地番、小苗字細入 ■■■番■■■。地目、田。地積、745平方メートル。外1筆、合計2筆、合計地積が1,082平方メートル。権利者、大多喜町〇〇〇〇氏。義務者、大多喜町〇〇〇〇氏。事由、譲渡人、高齢で耕作困難であり、譲受人の希望により譲渡したい。譲受人、自作地の隣接地である申請地を取得したい。権利内容、売買による所有権移転。

資料については、資料番号3の16を御覧ください。

番号17。所在・地番、下大多喜字四ツ縄下 ■■■番■■■。地目、田。地積、475平方メートル。外1筆、合計2筆、合計地積が553平方メートル。権利者、大多喜町〇〇〇〇氏。義務者、大多喜町〇〇〇〇氏。事由、譲渡人、高齢で、耕作及び保全管理が困難であるため譲渡したい。譲受人、自作地の隣接地である申請地を譲渡人の希望により取得したい。権利内容、売買による所有権移転。

番号18。所在・地番、久我原字笹原 ■■■番■■■。地目、田。地積、2,951平方メートル。権利者、大多喜町〇〇〇〇氏。義務者、大多喜町〇〇〇〇氏。事由、譲渡人、耕作困難であり、後継者もいないため贈与したい。譲受人、譲渡人の意向を受け、農地の維持管理を継続して行いたい。権利内容、贈与による所有権移転。

資料については、番号17が資料番号3の17、番号18が資料番号3の18を御覧ください。

また、権利取得後の農業経営の実態につきましては、4ページに掲載のとおりです。

説明は、以上です。

それでは、事務局の説明が終わりました。

議案第1号、番号15については、9番委員の矢代委員が現地調査を担当されましたので、御報告をお願いいたします。

議長（森副会長）

矢代委員（9番）

議案第1号、番号15について。10月30日に譲渡人と私の二人で現地調査に行ってきましたので御報告します。

場所は、下大多喜峯越区、県道大多喜一宮線、下大多喜交差点より右折します。町道増田小土呂線を10メートルくらい進み、右折し、社務所の前を通り、3メートルくらい進み、左側に入っていく、高台にあります。

現況は、耕作されておらず、一面が藤づるやほかのつるで覆われております。これを取り除けば耕作できる状態です。

問題はないと思われます。よろしく御審議の程お願いいたします。以上です。

議長（森副会長）

御苦労様でした。

それでは、質問のある方は、発言をお願いいたします。

渡辺委員（5番）

公図を見ますと、かなり細かく分譲地のような形になっていますが、全て同じような形だったのですか。両隣辺りの現状を教えてくださいたいです。

矢代委員（9番）

昔は水田です。しかし、もう4、50年が経過し、かなり大きな杉が、入る所から周囲一面に生育しております。今、ほとんど山林状態ですが、申請地は、わずか100平米未満の農地ですので、本当に運良く、つる植物が生えている状態です。

浅野委員（7番）

譲渡人は、いつ頃、申請地を買い求めたのでしょうか。

矢代委員（9番）

4年前だそうです。当時の申請地は、この1筆だけでなく、〇〇〇〇氏の申請地の中に含まれていたそうです。

譲渡人は、一所懸命耕作をしているのですが、このような小さな農地は、管理しにくいということで、買い手が付いたので譲渡するとのことでした。当時、譲受人も現地を見ているということでした。

議長（森副会長）

ほかに質問ございますか。

加曾利委員（1番）

面積が89平米で、形状が長細くなっていますが、譲受人は、隣接した土地を所有していたりするのですか。

矢代委員（9番）

譲受人は、最近、多くの農地を購入しており、不動産業者から当時から話があったようです。それで譲渡人が購入し、譲受人もそこに立ち会っていたそうです。そして今現在、手放すことになったので、引き受けたいということです。

議長（森副会長）

ほかにありますか。

譲受人は、重機を所有しているから、自分で農地改良できてよいですね。

福祉関係の方に野菜などを販売しているようですね。

矢代委員（9番）

町内のデイサービス施設に購入していただいているとの話でした。

山林に近い状況ですので、農地として購入して利用していただければ、この上ないと思います。

議長（森副会長）

ほかに質問ありますか。

（質問等なし）

議長（森副会長）

質問がないようですので、番号 15 については、許可することとして御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森副会長）

異議なしと認め、番号 15 につきましては、許可することと決定いたしました。

次に、番号 16 については、私が現地調査を担当いたしましたので、御報告いたします。

それでは、3 の 16 の位置図を見ていただきたいと思いません。

今月 3 日に現地を確認してまいりました。

立合者は、譲受人とその配偶者とその親の 3 人でした。

場所は、大多喜の方から行きますと、西部田から紙敷を通り、中野の駐在所の前に出る道があります。その道の途中、紙敷に渡る所に橋があり、その少し手前を左に入ります。1 キロメートルくらい進むと金属加工会社があり、その入口の少し先が申請地です。

公図を見て、大きな方の面積が 745 平米、小さい方の面積が 337 平米です。

現状は、道から少し下に下がった所で、■■■番■■■の方は、少し堀になっております。■■■番の方は、その田から 1 メートル 50 センチくらい上がっております。■■■番■■■の方には、柿の木が 5 本くらい植わっており、■■■番の方は、草刈りがよくしてあり、きれいに保全管理されておりました。

そのような状況です。御審議の程、お願いしたいと思います。

今、どこでも問題になっているのは、後継者がいないとい

うことです。譲渡人は、大分高齢だということで、買ってほしいとの申入れがあり、自宅のすぐ近くだから、協力してあげなければならないということでもあるようです。

それでは、質問のある方は、発言をお願いいたします。

(質問等なし)

議長 (森副会長)

質問がないようですので、番号 16 については、許可することとして御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (森副会長)

異議なしと認め、番号 16 につきましては、許可することと決定いたしました。

次に、番号 17 については、9 番委員の矢代委員が現地調査を担当されましたので、御報告をお願いいたします。

矢代委員 (9 番)

議案第 1 号、番号 17 について。資料番号 3 の 15 の案内図を御覧いただき、真ん中辺くらい、県道大多喜一宮線と書いてある所を参考にさせていただければありがたいです。

譲渡人は、歩くのに体調を崩されておりましたので、聞き取りをして、自宅の前に田があるので、私が 10 月 30 日の午前中、現地調査を行ってきましたので、御報告します。

場所は、下大多喜台区です。県道大多喜一宮線、下大多喜交差点より左折し、町道増田小土呂線をおよそ 450 メートル進みます。町道台四ツ綱下 2 号線を右折し、10 メートルくらい進んで右側にあります。権利者が小作されており、引き続き耕作されますので、全く問題はないと思われま

す。よろしく御審議の程お願いいたします。以上です。

議長 (森副会長)

御苦労様でした。

それでは、質問のある方は、発言をお願いいたします。

質問ございませんか。

(質問等なし)

議長 (森副会長)

質問がないようですので、番号 17 については、許可することとして御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (森副会長)

異議なしと認め、番号 17 につきましては、許可することと決定しました。

渡辺委員（5番）

次に、番号 18 については、5 番委員の渡辺委員が現地調査を担当されましたので、御報告をお願いいたします。

それでは、説明します。

10 月 31 日、土曜日、午後 1 時に譲受人と現地で合流して、立会いの下、調査を実施いたしました。

資料番号 3 の 18 の案内図を見ていただきたいと思います。

現地を説明します。国道 297 号を勝浦方面に向かいまして、久我原の交差点を左に、久我原地区に入っていく、道なりに 5、600 メートル入りまして、大きくカーブしている所にお寺と神社がございまして、そこの 15 メートルくらい先をまた左折しまして、道なりに行ったその奥です。

現地は、3 メートル幅の舗装された農道が整備されておりますが、かなり角ばったカーブになっており、軽トラックで行くのも素人では厳しいような所でした。

この田については、耕地整理がされておまして、約 3 反歩の田ですが、今年も耕作しており、きれいな農地でした。この隣接の農道とこの田は 80 センチメートルくらいの高さがありまして、隣が譲受人の土地なので、親戚からの話だったので、やむを得なく取得するというお話でした。

現在、小作に出してあるので、その契約が切れ次第譲受人が耕作したいという希望でした。

そういうことなので、田は良好に管理されて、何ら問題はなく、よって調査農業委員としては、農地法 3 条の許可相当と判断いたしましたので、報告します。

皆様方の御審議をいただきたいと思います。よろしく願います。以上です。

議長（森副会長）

御苦勞様でした。

それでは、質問のある方は、発言をお願いいたします。

（質問等なし）

議長（森副会長）

質問がないようですので、番号 18 については、許可することとして御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森副会長）

異議なしと認め、番号 18 につきましては、許可することと決定しました。

事務局（寺井）

議案第1号については、以上でございます。
続きまして、議案第2号、「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局から説明をお願いします。

それでは、5ページを御覧ください。

議案第2号。農地法第5条の規定による許可申請について。下記のとおり、農地法第5条の規定による転用を伴う所有権移転の許可申請があったので、その可否について意見を求める。令和2年11月5日提出、大多喜町農業委員会会長押元康郎。

番号16。所在・地番、下大多喜字丸ヶ谷 ■■■番■■■。地目、畑。地積、1,096平方メートル。農地種別、2種。農用地区域、外。このほか1筆が申請対象地となっております。権利者、大多喜町〇〇〇〇氏。義務者、千葉市〇〇〇〇氏。事由、町内で自動車の板金塗装業を営んでいるが、昭和61年6月頃から農地法の許可なく申請地を借用し、現在まで駐車場として使用してしまった。転用許可を事前に受ける手続きを怠った事を深く反省し、今後も事業継続のため、申請地を取得したい。転用を伴う所有権移転、始末書付き。

説明は、以上です。

議長（森副会長）

事務局の説明が終わりました。

番号16については、9番委員の矢代委員が現地調査を担当されましたので、御報告をお願いいたします。

矢代委員（9番）

議案第2号、番号16について、10月28日の午前中、私と事務局職員2名の3人で現地調査を行ってきましたので御報告します。

場所は、下大多喜台区です。県道大多喜一宮線、ゴルフ場入口より町道台高谷線を右折し、200メートル程度進んだ左側にあります。右側は工場と事務所があります。

申請地の現況は、板金塗装業を営んでいる権利者が、既に駐車場として利用しております。この場所は、許可を取らないで、駐車場として30年来使用していたので、正しく農地法の許可を取って使用したいとのことです。

昨年の8月の案件で、転用申請されたすぐ隣になりますが、隣接への影響は問題ないと思われまます。

許可を取らず使用していたので、始末書付きで申請されております。

よろしく御審議の程、お願いいたします。以上です。

議長（森副会長）

御苦労様でした。
それでは、矢代委員からの現地調査報告が終わりました。
質問のある方は、発言をお願いいたします。
どうですか、質問ございませんか。

（質問等なし）

議長（森副会長）

質問がないようですので、番号 16 については、許可相当とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森副会長）

異議なしと認め、番号 16 については、許可相当とすることと決定しました。

議案第 2 号は、以上でございます。

続きまして、議案第 3 号、「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画について」を議題とします。

本議案中、整理番号 2 の 39 から 2 の 49 については、私の同居の親族が当事者の案件ですので、大多喜町農業委員会会議規則第 11 条、議事参与の制限により、当該案件の審議の開始から終了までは、退室させていただきます。

なお、その間の進行は、前例により、年長者の浅野委員にお願いしたいと考えますがいかがでしょうか、お諮りいたします。

（「異議なし」の声あり）

議長（森副会長）

異議なしの声がありましたので、浅野委員に進行をお願いいたします。

（森副会長 退室）

議長（浅野委員）

それでは、森副会長の該当案件が終了するまで、議長を務めさせていただきます。

事務局から説明をお願いします。

事務局（寺井）

それでは、6 ページを御覧ください。

議案第 3 号。農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画を下記のとおり作成するに当たり、大多喜町長から決定を求められたので、その可否について意見を求める。令和 2 年 11 月 5 日提出、大多

喜町農業委員会会長 押元康郎。

1、大多喜町農用地利用集積計画案、別添のとおり。2、公告を予定する日、令和2年11月9日。

まず、整理番号2の39から2の49の説明をさせていただきますので、本案件について先に御審議をお願いいたします。

7ページ、整理番号2の39、農用地利用集積計画各筆明細書を御覧ください。1、利用権を設定する土地、利用権の条件、所在、大字久我原、字西ノ前、地番■■■■。地目、田。地積、1,795平方メートル。利用計画、水田として利用。賃借権の設定で、借賃はコシヒカリ玄米90キログラムの設定です。利用権設定の期間が5年間で、令和2年11月10日から令和7年10月31日までです。借賃の支払い期日は、毎年10月31日までに持参払いです。貸付者、大多喜町〇〇〇〇氏、借受者、大多喜町〇〇〇〇氏。

このほか、再設定に関しましては、ほかに9件ございます。再設定の合計面積が4万471平方メートルです。

また、2件、新規設定がございますので、新規設定のみ読み上げさせていただきます。

整理番号2の42。10、11ページを御覧ください。所在、大字久我原、字笹原、地番■■■■。地目、田。地積、1,772平方メートル。利用計画、水田として利用。こちらは各筆それぞれ賃借権の設定がされております。■■■■番の筆につきましては、コシヒカリ玄米60キログラムの設定です。整理番号2の42の案件は、このほか6筆合計いたしまして、1万3,238平方メートルの面積となっております。そして、借賃の合計がコシヒカリ570キログラムとなっております。利用権設定の期間が5年間で、令和2年11月10日から令和7年10月31日までです。借賃の支払い期日は、毎年10月31日までに持参払いです。貸付者、大多喜町〇〇〇〇氏、借受者、大多喜町〇〇〇〇氏。

このほか、整理番号2の44中の2段目の筆が新規設定です。所在、久我原字栗野木台、地番■■■■。地目、田。地積、2,944平方メートル。利用計画、水田として利用。この筆に対してはコシヒカリ玄米60キログラムの設定がされております。利用権設定の期間、期間開始及び満了、借賃の支払期日、支払方法等については、前の案件と同様です。貸付者、大多喜町〇〇〇〇氏、借受者は前の案件と同様です。

なお、利用権の設定を受ける者、借り手の農業経営の状況につきましては、29ページから31ページの整理番号3の49

までを御参照ください。

以上で整理番号3の39から3の49までの説明を終わります。

議長（浅野委員）

事務局の説明が終わりました。

質問のある方は、発言をお願いいたします。

佐川委員（2番）

期間の開始の日から満了の日について、今までは、その1日前が満了日だと思うのですが、今回、これに関しては、10日から1日手前ではなくて、10月31日という中途な日付になっているのですが、これはどういうことでしょうか。

事務局（寺井）

申請者から利用計画を受け付けた際に、借受者の御希望で期間満了の日付を10月31日にしたいということでしたので、その御意思を尊重したということでございます。

議長（浅野委員）

ほかに質問のある方は、どうぞお願いいたします。

（質問等なし）

議長（浅野委員）

それでは、質問がないようですので、整理番号2の39から2の49までについては、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（浅野委員）

異議なしと認め、本案件、整理番号2の39から2の49までについては、原案のとおり決定することといたします。
森副会長の入室を認めます。

（森副会長 入室）

議長（森副会長）

浅野委員、進行ありがとうございました。

続きまして、残りの案件の説明を事務局からお願いいたします。

事務局（寺井）

整理番号2の50以降の説明に入ります。19ページから御説明します。

所在、大字横山、字門前原、地番 ■■■■。地目、田。地積、927平方メートル。利用計画、水田として利用。借賃は、コシヒカリ1等米30キログラムの設定がされております。利用権設定の期間は、3年間で、期間開始の日が令和2年11月10日から令和5年11月9日までです。借賃の支払い期日は、毎年9月30日までに持参払いです。貸付者、大多喜町〇〇

	<p>〇〇氏、借受者、大多喜町〇〇〇〇氏。</p> <p>このほか、整理番号2の59まで全て再設定の案件です。今回、整理番号2の50から2の59までの案件は、10件ございまして、全て地目が田でございます。また、再設定の面積につきましては、合計3万2,167平方メートルです。</p> <p>また、利用権の設定を受ける者、借り手の農業経営の状況につきましては、31ページから33ページを御参照ください。説明は、以上となります。</p>
議長（森副会長）	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>質問のある方は、発言をお願いいたします。</p>
吉野委員（6番）	<p>整理番号2の51の借賃が一等米900キログラムとなっているのですが、3袋の間違いではないですか。2反6畝で900キログラムというのは高いと思います。本人が知っていればよいのですが。</p>
事務局（寺井）	<p>通常で考えたら、10アール当たり30キログラム程度で設定するのが一般的かと思いますので、おそらく90キログラムの誤りではないかと思いますので、貸付者、借受者の方に確認を取りました上で修正させていただければと考えております。</p>
議長（森副会長）	<p>ほかに質問ございますか。</p>
渡辺委員（5番）	<p>整理番号2の53、2の54も6反歩で300キログラムは少し高くないでしょうか。</p>
事務局（寺井）	<p>こちらにも誤りの可能性がありますので、申請者に確認をした上で修正したいと思います。</p>
矢代委員（9番）	<p>下大多喜の方では、1反歩1俵、あるいは2俵のところもあります。昔からそのような借賃で貸借をしているところがありますから、もしかしたら300キログラムかもしれないです。</p>
議長（森副会長）	<p>確認をしてもらって、間違いのないようにお願いします。</p> <p>ほかに御意見ございますか。</p> <p style="text-align: center;">（質問等なし）</p>
議長（森副会長）	<p>それでは、質問がないようですので、整理番号2の50から2の59までについては、原案のとおり決定することで御</p>

異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (森副会長)

異議なしと認め、本案件については、原案のとおり決定することといたします

議案第3号は、以上でございます。

議件は、以上で終わります。

それでは、続きまして、報告事項について、事務局よりお願いいたします。

事務局 (寺井)

それでは、34ページから報告事項に入ります。

報告第1号。農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について。下記のとおり、農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出があったので報告する。令和2年11月5日、大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

番号23。所在・地番、西部田字川島 ■■■番■■■。地目、畑。地積、205平方メートル。こちらは、持ち分9分の4です。登記原因・日付、相続、令和2年10月6日。権利者、大多喜町〇〇〇〇氏。

このほか番号24から29まで6件の届出がございました。各自で御確認をお願いいたします。

37ページ、報告第2号に移ります。

報告第2号。農地法第3条の規定による許可申請の取下げについて。下記のとおり、農地法第3条による許可申請の取下願の提出があったので報告する。令和2年11月5日、大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

1、農地法第3条の規定による許可申請日、令和2年8月21日。2、農地法第3条の規定による許可申請の取下願の提出日、令和2年10月21日。3、許可申請の取下願出者の住所、氏名及び土地の表示等、番号1。願出者、譲受人、大多喜町〇〇〇〇氏。願出者、譲渡人、千葉市〇〇〇〇氏。許可申請取下げに係る土地、所在・地番、下大多喜字丸ヶ谷 ■■■番■■■。地目、畑。地積、1,096平方メートル。外1筆、合計2筆。合計地積が1,554平方メートル。取下事由、農地法第5条申請により、駐車場に転用するため。

報告第3号。農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて。下記のとおり、農地法第5条による許可申請の取下願の提出があったので報告する。令和2年11月5日、大

多喜町農業委員会会長 押元康郎。

1、農地法第5条の規定による許可申請日、令和2年8月21日。2、農地法第5条の規定による許可申請の取下願の提出日、令和2年10月22日。3、許可申請の取下願出者の住所、氏名及び土地の表示等、番号1。願出者、譲受人、愛知県北名古屋市〇〇〇〇氏。願出者、譲渡人、千葉市〇〇〇〇氏。許可申請取下げに係る土地、所在・地番、横山字新馬場■■■番■■■。地目、田。地積、865平方メートル。用途、太陽光発電施設用地。取下事由、申請地が第1種農地であったため。

報告第4号。農地の転用事実に関する照会について。下記のとおり、千葉地方法務局いすみ出張所登記官から農地の転用に関する照会があったので報告する。令和2年11月5日、大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

番号7。所在・地番、久我原字小金田■■■番■■■。地目、田。地積、1,134平方メートル。変更登記地目、雑種地。登記原因・日付、令和2年7月24日、地目変更。調査・報告地目、照会地は、令和2年3月30日に農地法第5条許可指令が出された筆であり、同年8月11日付けで転用事実確認証明書を発行している。現況は、8月の現地確認の際と変わりなく、太陽光発電施設が設置されていたため、非農地として回答した。土地所有者の住所・氏名、長野県佐久市〇〇〇〇氏。

報告第5号。時効取得を原因とする農地について。下記のとおり、千葉地方法務局いすみ出張所登記官から農地の時効取得に係る通知があったので報告する。令和2年11月5日、大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

番号5。所在・地番、西部田字川島■■■番■■■。地目、畑。地積、205平方メートル。登記原因・日付、平成7年6月28日、時効取得。権利者、大多喜町〇〇〇〇氏。義務者、大多喜町〇〇〇〇氏。

報告第6号。認定電気通信事業者による事業計画について。下記のとおり、事業計画書の提出があったので報告する。令和2年11月5日、大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

番号1、2、3ともに同一の申請者からの申請となっておりますが、用途区分につきましては、携帯電話基地局増設です。所在・地番、弓木字與作田■■■番■■■。地目、田。地積、416平方メートルのうち11.75平方メートル。このほか2筆について事業計画書の提出がありました。届出人、東京都渋谷区〇〇〇〇氏。土地所有者の住所・氏名、大多喜町〇〇〇

議長（森副会長）

○氏。このほか2件の事業計画の届出を受理しました。
報告事項については、以上です。

ありがとうございました。

以上、報告事項でございますので、御了解をいただきたい
と思います。

続いて議事日程6、その他に入ります。

事務局何かございましたらお願いします。

事務局（寺井）

特にございません。

議長（森副会長）

それでは、以上をもちまして、議長の職を解かせていた
きます。ありがとうございました。

事務局長（秋山課長）

大変お疲れ様でした。

以上をもちまして、本日の総会を閉会させていただきます。
す。

閉 会（午後3時10分）

以上会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年11月5日

議長 森 経久嗣

署名委員 渡辺 忠洋

署名委員 吉野 公博